

西条市社会福祉法人一般監査実施方針

(基本方針)

第1条 社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する一般監査は、西条市社会福祉法人指導監査要綱（平成30年西条市制定）に基づくほか、次の事項を基本として実施する。

(1) 指導監査の重点目標は、次に掲げるとおりとする。

- ア 良質な福祉サービスの提供
- イ 健全な法人経営の継続による福祉サービスの安定的な提供の維持
- ウ サービス提供に係る職員の処遇向上並びに福祉分野における人材の育成及び確保
- エ 社会福祉法人としての役割に関する評議員、役員等の理解促進

(2) 一般監査は、市長が別に定める指導監査基準及び次条に定める重点項目に基づき実施する。

(重点項目)

第2条 重点的かつ継続的に指導監査を実施すべき項目（以下「重点項目」という。）を次のとおり定める。

- (1) 地域における公益的な取組の推進
- (2) 災害対策
- (3) 現金及び預金（利用者預り金を含む。）の管理
- (4) 契約手続等
- (5) 経営組織のガバナンスの強化
- (6) 財務規律の強化
- (7) 事業運営の透明性の向上
- (8) 経営の健全性
- (9) 法人における人材の確保及び育成

(一般監査対象法人)

第3条 一般監査の対象となる法人は、別表のとおりとする。

(指導監査手法等)

第4条 愛媛県が指導監査権限を有する施設を運営する法人を指導監査する場合には、愛媛県が行う指導監査と合同で実施するなど、連携した運用及び情報共有に努めるものとする。

2 画一的又は形式的な指導監査に陥ることなく、より実態に即した指導監査とするため、前年度決算を対象とした監査に加えて、指導監査直近時点での現金、預金、未収金等の流動資産、未払金等の流動負債、建物、土地、備品等の固定資産並びに利用者預り金等について実査を行う。

3 対象法人の財務分析の活用による経営改善指導を積極的に行う。

4 法人に対する指導監査の結果を踏まえて、法人の運営に関する問題点及び改善策を取りまとめ、研修会等を通じ、法人に対し周知を図るものとする。

(指導監査結果の通知)

第5条 指導監査結果通知書は、指導監査実施後1月以内（年度を超える場合は年度末を期限とする。）に取りまとめ、法人理事長宛てに送付するものとする。

2 指摘事項は、市長が別に定める指導監査基準により区分し、通知するものとする。

3 指導監査結果通知書に記載する改善報告書の提出期限は、指導監査結果通知書送付日からおおむね1月とする。

附 則

この方針は、令和4年8月30日から施行する。

別表（第3条関係）

法 人 名
回生会
聖風会
光明会
丹原福祉会
同心会
神拝保育園
玉津保育園
清和会
橘福祉会
青葉会
白鳥会
西条市氷見福祉協会